

JAS登録認証機関の皆様へ

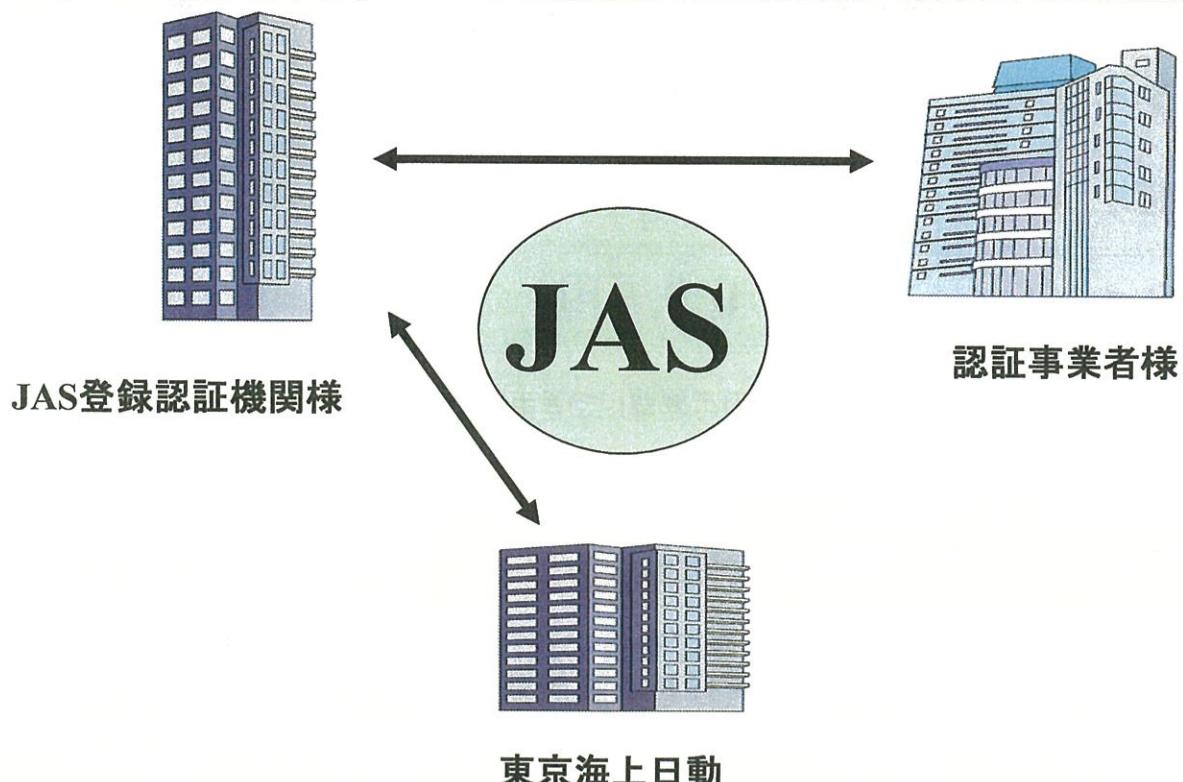
# JAS認証賠償責任保険

(JAS認証業務特約付帯専門的業務賠償責任保険)

## ご加入のおすすめ

### JAS認証賠償責任保険とは・・・

ISO（国際標準化機構）およびIEC（国際電気標準会議）の基準が改正され、「賠償責任の債務に対する適切な備え」として「保険および準備金」が例示されることになりました。こうした背景を受け、JAS登録認証機関として認証業務を行う皆様を対象に、認証業務に起因した事故に対する損害賠償責任を補償する「JAS認証賠償責任保険」をご案内しております。



引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

## 保険の特長

### ① JAS認証業務専用商品

JAS認証業務の実態に即して設計した専用商品です。

### ② 「いいがかり的な訴訟」にも対応

「いいがかり」的な訴訟を提起され、結果として法律上の損害賠償責任を負担しなかつた場合でも、争訟費用の損害（保険会社の事前の同意を得て支出されたものに限ります）に対して保険金をお支払いいたします。

### ③ 補償内容は3タイプから選択可能

補償内容は、原則以下の3つのタイプの中からお選びいただきます。

	支払限度額(1請求・保険期間中)	免責金額(1請求)
タイプA	3億円	10万円
タイプB	1億円	10万円
タイプC	5,000万円	10万円

※上記パターン以外のお申し込みのご要望につきましても、ご相談承ります。

### ④ ご加入しやすい保険料を実現

期初に認証手数料等の年間売上高をご申告いただき、年間保険料を算出しています。JAS認証業務に特化した損害賠償責任を補償対象としているため、合理的な保険料水準を実現しました。

※保険期間は1年間となります。

## 保険金をお支払いする場合

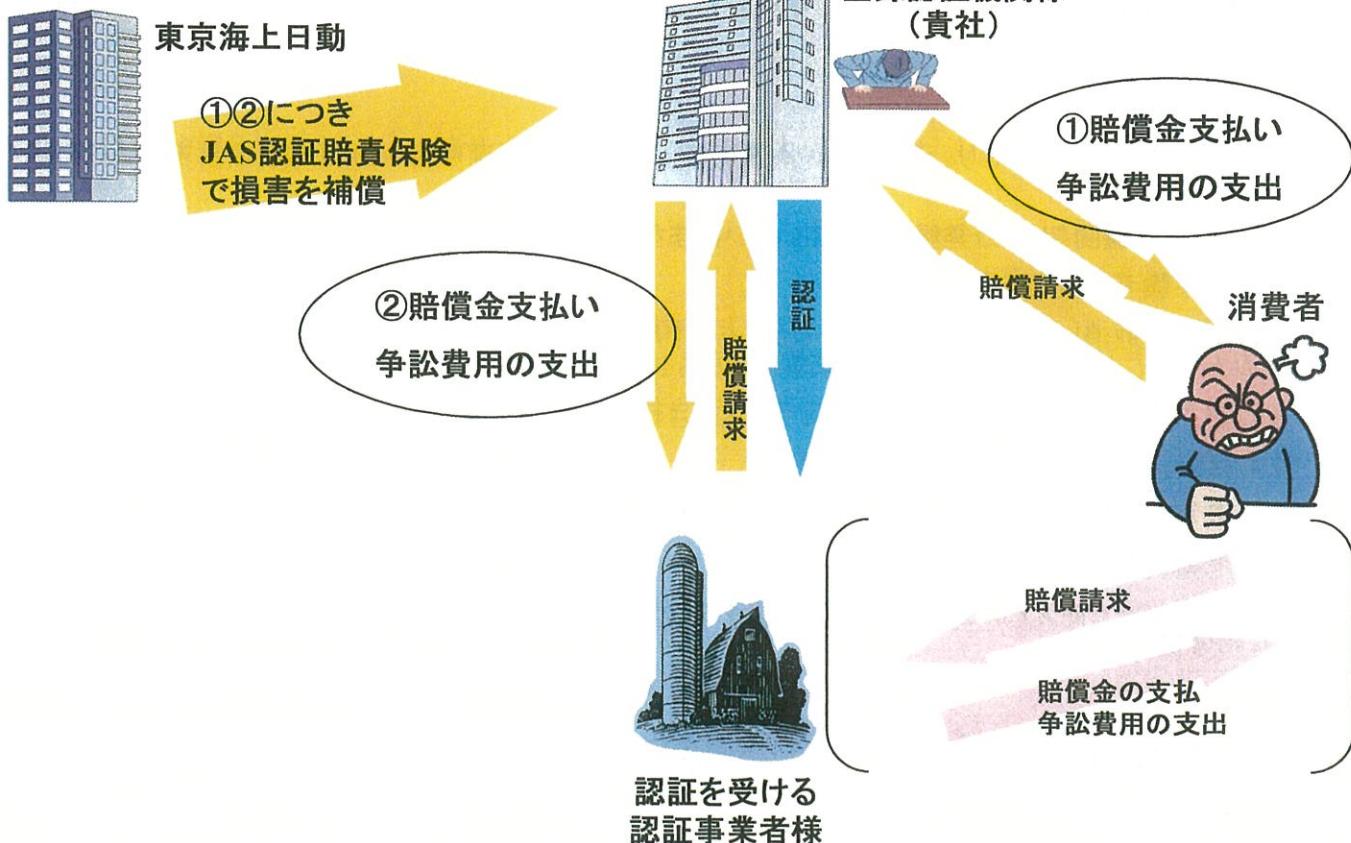
JAS認証業務の遂行に起因して発生した不測の事故につき、登録認証機関等被保険者の皆様が一般消費者や認証を受ける認証事業者様等から保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受け、請求の解決に弁護士報酬等の争訟費用を支出したり、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

※被保険者（補償を受けることが出来る方）：登録認証機関（記名被保険者）および記名被保険者の役員・使用人

### ・・・お支払い例・・・

- 認証を受けて格付けされた認証事業者様の製品により事故が起こり、認証行為自体に賠償責任を問われた
- 規格外であるにもかかわらず、登録認証機関様の瑕疵により、認証を受けて格付けを行ったことで、認証事業者様が当該製品の回収に要した費用につき、賠償請求をしてきた
- 登録認証機関様が行う調査中に認定を受ける認証事業者様の従業員に怪我させてしまった

### 「JAS認証賠責保険」のイメージ図



## ～お支払いする保険金～

①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。

②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③協力費用：弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※上記①の法律上の損害賠償金および②の争訟費用については、これらの合計額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払いの限度となります。

※上記③の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）  
ただし、③の費用を除く損害に対して保険会社より支払われた金額が保険期間中支払限度額に達した後は、いかなる損害（③の費用を含みます。）に対しても保険金をお支払いしません。

※詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

## 保険金をお支払い出来ない主な場合

(1)初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為

(2)この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事由または行為と同一の、または関連する事由または行為

(3)業務に関し、被保険者が作成した技術上の基準の妥当性

(4)履行不能または遅行遅延。ただし、その原因が火災、破裂、爆発その他の不測かつ突発的な事故による場合は、この規定を適用しません。

(5)業務の履行の追完もしくは再履行、業務の結果自体の改善もしくは修補または業務に関する対価の返還

(6)情報の漏えい

(7)アスベスト

(8)騒音、振動、ちり・ほこり、土壤汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化もしくは電波傷害または日照権もしくは眺望権の侵害

(9)登録認証機関としての登録を受けていない間または登録の効力を失った後の被保険者の行為

(10)被保険者の支払不能または破産

(11)認証の取消または認証をしなかったことを不服としてなされた請求。ただし、認証の取消または認証をしなかったことが被保険者の過誤によるものであった場合を除きます。

(12)第三者が支出した汚染浄化費用についてなされた請求

(13)保険契約者または被保険者の故意

(14)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(15)地震、噴火、洪水、高潮または津波

(16)被保険者と他人との間に損賠賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

等

※ここでは主な場合のみを記載しています。免責事由は特別約款の種類等によって異なりますので、詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

## 契約締結時におけるご注意事項

### ＜告知義務＞

申込書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。\*代理店には、告知受領権があります。

### ＜補償の重複に関する注意＞

(1)補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。  
(2)補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

### ＜通知義務＞

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または幹事保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

### ＜解約される場合＞

ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。解約時の解約返れい金をお支払いする場合があります。  
※ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。  
※ご契約内容や解約の条件によって、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。  
※返還される保険料があつても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

### ＜ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について＞

(1)ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。  
(2)ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。  
(3)以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。  
この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。  
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合  
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合  
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があつた場合

等

### ＜保険会社破綻時の取扱い等＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。  
(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。  
(\*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

### ＜先取特権＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求するが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### ＜その他契約締結に関する注意事項＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。  
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

### ＜事故が起きたときは＞

保険事故または保険事故の原因となりうる(請求がなされるおそれのある)偶然な事故・事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。また、損害賠償請求を受けるおそれのある原因または事由の発生をご契約者・被保険者が保険期間中に知った場合は、弊社に通知いただくことで、保険期間終了後5年内に損害賠償請求がなされた場合、その請求はこの保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

### <ご契約者と被保険者が異なる場合>

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### <示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますのでご承知置きください。また、弊社承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### <個人情報の取扱い>

東京海上日動(以下「弊社」といいます。)および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご参照ください。

このパンフレットはJAS認証賠償責任保険の概要をご紹介したものです。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。

### <お問合せ先>

(取扱代理店)

株式会社 東京海上日動パートナーズTOKIO  
(東京海上日動グループ会社100%出資会社)  
品川支店 営業課  
〒108-6111  
東京都港区港南2-15-2 品川インターナショナルビルB棟11階  
TEL: 03-6826-8200 FAX: 03-6826-8201

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社  
担当課: 公務第一部公務第二課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL: 03-3515-4124  
FAX: 03-3515-4125

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。  
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

 0570-022808  
ナビダイヤル

通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

FAX : 03-6826-8201  
株式会社 東京海上日動パートナーズ TOKIO  
品川支店 営業課行

## JAS 認証賠償責任保険質問書

以下の質問へご回答いただき、FAXにてご提出ください。

### I. 貴機関概要

1. 設立年月日	年	月	日
2. 職員数	名		
3. 年間総事業活動収入（昨年度）	万円		

### II. 保険料算出基礎数字、ご希望タイプ

#### 1. 貴機関の JAS 規格認証に係る年間売上高※1（手数料収入※2）

保険料算出基礎数字	申告数字
売上高（手数料収入） (千円)	千円

※1 把握可能な最近の会計年度（1年間）における実績数字

※2 手数料収入には、調査手数料、交付手数料等、JAS 規格認証に係る各種手数料収入を含む。

#### 2. ご希望の補償内容（てん補限度額）をお選びください。

- (1) A タイプ (3 億円) (2) B タイプ (1 億円) (3) C タイプ (5,000 万円)  
(4) その他 支払限度額 万円、免責 万円

### III. 過去の事故歴

貴機関が過去に賠償請求された事例（賠償金を支払っていないものも含みます。）がありますか。

⇒ (有・無)

詳細 :

回答年月日： 年 月 日

貴機関名 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) : \_\_\_\_\_

ご担当者名 : \_\_\_\_\_

問合せ先 :

<取扱代理店>

株式会社 東京海上日動パートナーズ TOKIO 品川支店 営業課

TEL: 03-6826-8200 FAX: 03-6826-8201

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社 公務第1部公務第2課

TEL : 03(3515)4124

